陸前高田市
子ども・子育て支援事業計画

陸前高田市
RIKUZENTAKATA CITY
1PPON MATSU

目次

第１章　計画の概要 ---------- 2
１　計画策定の趣旨 ---------- 2
２　計画の位置づけ ---------- 3
３　計画期間 ---------- 3
４　計画の策定方法 ---------- 4
第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く状況 ---------- 5
１　現状 ---------- 5
⑴　人口の推移 ---------- 5
⑵　年齢３区分別人口の推移 ---------- 6
⑶　児童数の推移 ---------- 7
２　子育て環境 ---------- 8
⑴　保育所 ---------- 8
⑵　小学校・中学校 ---------- 9
⑶　放課後児童クラブ ---------- 9
⑷　地域子育て支援拠点事業 ---------- 10
３　子どもと子育てのようす（ニーズ調査結果） ---------- 11
第３章　計画の基本的な考え方 ---------- 19
１　基本理念 ---------- 19
２　基本方針 ---------- 20
第４章　施策の展開 ---------- 22
施策体系 ---------- 22
１　子どもの権利の尊重 ---------- 23
２　子育て家庭への支援 ---------- 24
３　地域全体で子育て支援 ---------- 26
第５章　教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の充実 ---------- 28
１　市町村子ども・子育て支援事業計画について ---------- 28
２　教育・保育提供区域 ---------- 29
３　教育・保育の確保方策の概要 ---------- 30
４　教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策） ---------- 32
⑴　教育利用に係る量の見込みと確保方策 ---------- 34
⑵　保育利用に係る量の見込みと確保方策（地区別） ---------- 36
５　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 ---------- 52
⑴　地域子ども・子育て支援事業の確保方策（整備計画）の概要 ---------- 52
⑵　地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策） ---------- 53
⑶　確保の考え方 ---------- 55
第６章　計画の推進 ---------- 56
１　推進体制 ---------- 56
２　計画の広報・啓発 ---------- 56

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては「エンゼルプラン」（平成６年度）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成１１年度）などにより、少子化対策を推進してきました。しかし、出生率の低下という減少は続いており、１人の女性が生涯に生む子供の数の平均値である合計特殊出生率は、平成１７年度に1.26と過去最低を更新しました。以後、横ばいもしくは微増傾向が続いておりますが、平成２４年時点では、1.41と依然低い水準で推移しています。

このため、子どもを産みたい人が安心して健やかに産み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、より必要とされます。

こうした少子化の流れを変えるため、平成１５年７月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づき、陸前高田市では、平成１７年３月に従前の「陸前高田市児童育成計画」の見直しを行い、前期行動計画を策定し、その推進を図ってきました。さらに、平成２２年には前期計画の成果や課題を踏まえ、平成２２年度から平成２６年度を計画期間とする新たな「陸前高田市児童育成計画」を策定し、地域における子育て支援や子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などに努めているところです。

そうした中、平成２４年８月、子ども・子育て関連３法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、公布されました。子ども・子育て関連３法に基づく子ども・子育て支援新制度では「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することにしています。

本計画は、このような全国的な動向、これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況、課題を整理し、子ども・子育て関連３法に基づき、平成２７年４月から始まる子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画として策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第６１条に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、陸前高田市が平成２７年４月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。なお、この計画において「子ども」とは、概ね１８歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みと継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会の協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、陸前高田市の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、行政のみならず、市民一人ひとりをはじめ各家庭や学校・地域・職場など、社会全体で積極的に取り組みを推進するものです。

３　計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成２７年度から平成３１年度までの５年間を計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、陸前高田市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

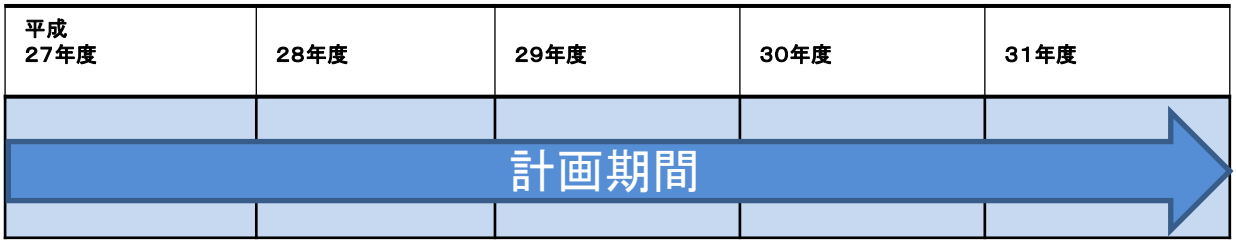

４　計画の策定方法

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した地域行動計画（以下、陸前高田市児童育成計画）に記載して実施している施策の評価等を行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。

⑴　ニーズ調査の実施

本計画に策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育・保育に対するニーズ等を把握するため、就学前の子どもがいる世帯を対象に、平成２５年１２月から平成２６年１月の期間、「子ども・子育て支援制度ニーズ調査」を実施しました。

第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く状況

１　現状

⑴　人口の推移

当市の人口は、市制施行後の３５，１８６人をピークに人口減少が続いています。平成元年以降は、それまでの転入者数を転出者数が上回る社会減に加え、出生者数を死亡者数が上回る自然減となり、急速に人口減少が進行する状況となっています。

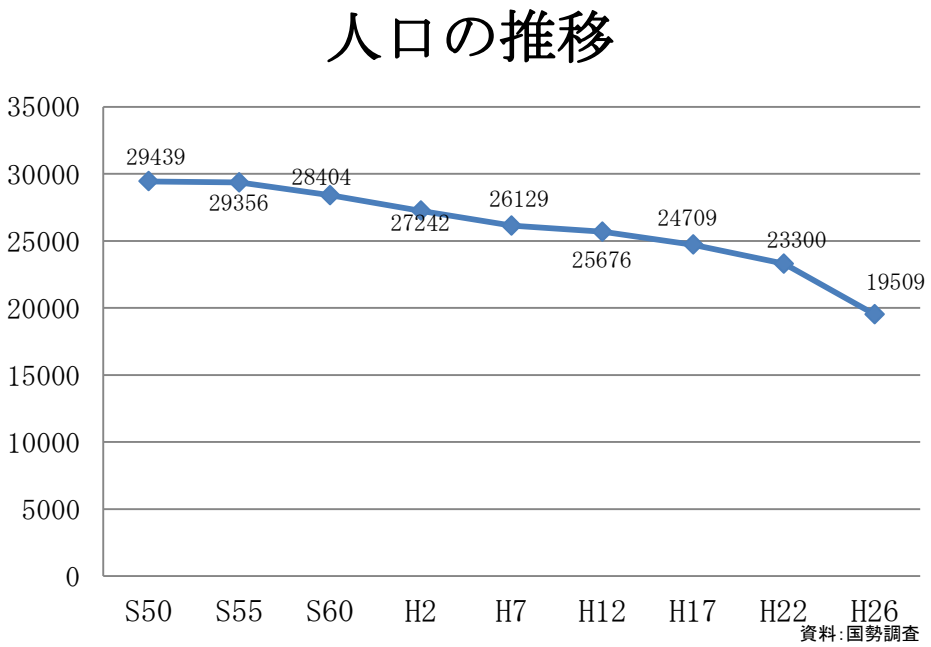

特に平成２３年３月１１日には東日本大震災が起こり、死者１，５５６人、行方不明者２０５人となったほか、その後の厳しい居住環境から２，０００名余が転出し、平成２４年４月には人口が２０，０００人となりました。

⑵　年齢３区分別人口の推移

人口を年齢３区分別にみると、平成２６年９月３０日現在、年少人口（０～１４歳）は２，０７１人（１０．１％）となっており、平成２２年と比べると、６００人以上の減少となっています。

一方で、６５歳以上の人口は東日本大震災の影響で５１７人の減少となったものの、高齢化率は平成２５年度には４０％を超え、その後平成２６年度には３５％、平成２９年度には再び４０％となると予想されます。

年齢３区分別人口の推移

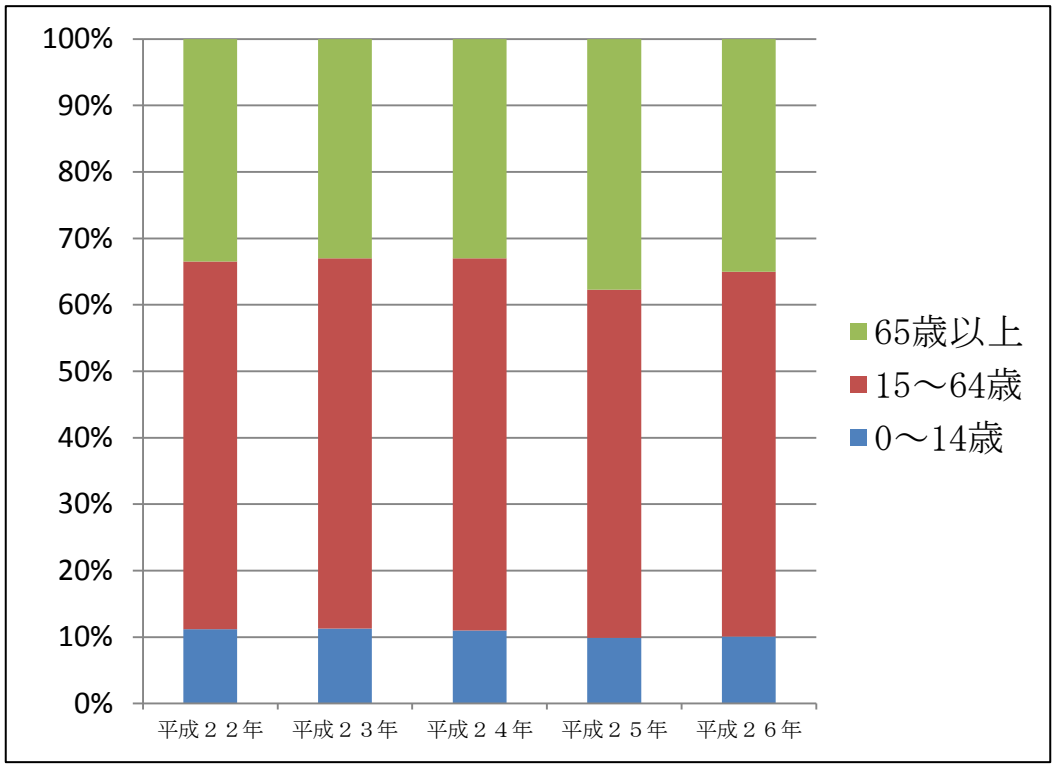

区分	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
０～１４歳	２，７０２	２，５８２	２，３００	２，１８４	２，０７１
	１１．２％	１１．３％	１１．０％	１０．５％	１０．１％
１５～６４歳	１３，３４７	１２，７３７	１１，６２８	１１，４６４	１１，２１０
	５５．３％	５５．７％	５６．０％	５５．５％	５４．９％
６５歳以上	８，０７９	７，５６２	６，８６７	７，００３	７，１４５
	３３．５％	３３.０％	３３．０％	４０．０％	３５．０％
総人口	２４，１２８	２２，８８１	２０，７９５	２０，６５１	２０，４２６

⑶　児童数の推移

就学前児童数は平成２３年度には２０８人減少し、以降も減少傾向が続いており平成２６年度には６４５名となっています。

小学生では、平成２３年度に１７３人減少し、以降も減少を続け平成２６年度には８７１名となっています。

0～11歳の人口の推移（単位：人）

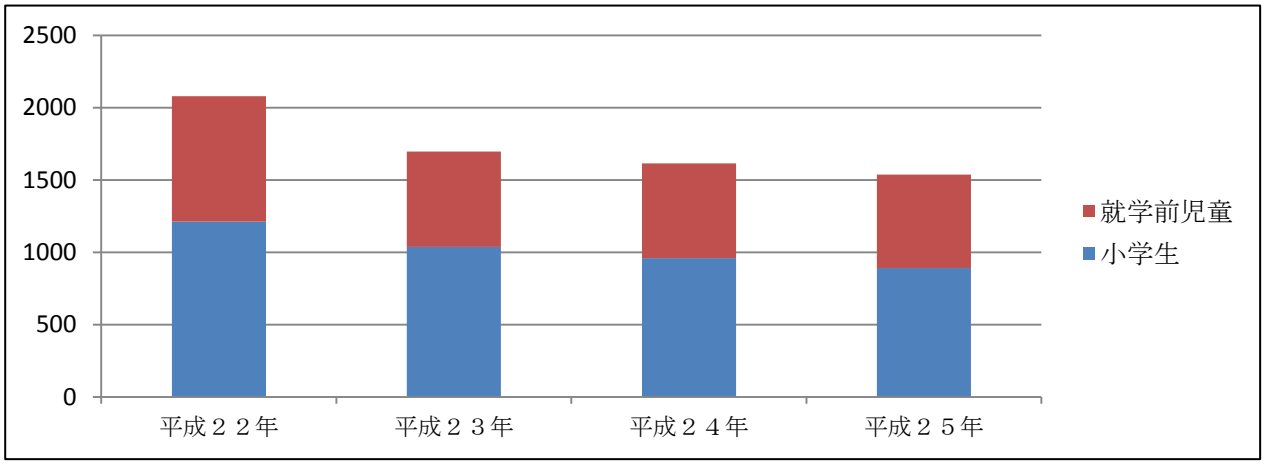

区分		平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年	平成２６年	増減（平成22年～26年）
就学前児童	０歳	126	81	103	98	91	-35
	１歳	146	98	90	108	110	-36
	2歳	135	125	103	87	98	-37
	3歳	134	115	127	100	111	-23
	4歳	151	114	114	128	107	-44
	5歳	175	126	117	116	128	-47
	小計	867	659	654	637	645	-222
小学生	6歳	195	141	128	123	125	-70
	7歳	202	146	141	130	115	-87
	8歳	188	183	148	140	131	-57
	9歳	208	173	183	149	150	-58
	10歳	211	191	170	180	171	-40
	11歳	207	204	190	169	179	-28
	小計	1,211	1,038	960	891	871	-340
合　計		2,078	1,697	1,614	1,528	1,516	-562

２　子育て環境

⑴　保育所

通常保育の状況については、公立保育所では定員３３０名（今泉保育所（定員９０名）は震災により休所中）に対し入所児童数は１８５名で保育率５６．０％、法人立保育園では定員２８５名に対し入所児童数は３２７名で保育率１１８．９％となっています。

その他の保育状況については、公立保育所では、一時保育及び障がい児保育の取り組みは全施設で行い、土曜の午後保育についても高田、小友、長部の３施設で取り組んでいますが、平日の延長保育については行われていません。

法人立保育園では、一時保育、障がい児保育及び土曜の午後保育の取り組みを全施設で行い、平日の延長保育については広田、米崎、竹駒の３施設で取り組んでいます。

保育施設名	開設年月	定員	設置主体
高田保育所	昭和３３年４月	１５０人	陸前高田市
小友保育所	昭和３０年６月	６０人	陸前高田市
今泉保育所（休所中）	昭和３４年１月	９０人	陸前高田市
長部保育所	昭和３２年１２月	９０人	陸前高田市
矢作保育所	平成１０年４月	３０人	陸前高田市
広田保育園	昭和３９年４月	９０人	㈳　陸前高田市保育協会
米崎保育園	昭和４２年４月	９０人	㈳　陸前高田市保育協会
横田保育園	昭和４３年４月	４０人	㈳　陸前高田市保育協会
竹駒保育園	昭和４５年１１月	４５人	㈳　陸前高田市保育協会
下矢作保育園	昭和４４年４月	２０人	㈳　陸前高田市保育協会

公立保育所が５施設設置されており、現在稼働している施設は被災した今泉保育所を除く４施設となり、同じく被災した高田保育所は旧米崎保育園園舎で、小友保育所は以前からの場所で現在保育を行っています。

法人立保育園は５施設設置されており、被災した竹駒保育園は平成１９年度に改築される以前の園舎で再開し、平成２４年度より新たに建設された園舎にて現在保育を行っています。同じく被災した広田保育園は以前からの場所で保育を行っています。

施設整備状況は、公立では高田保育所の再建が平成２７年度に予定されており、今泉保育所については今泉地区の土地区画整理事業が完了し次第再建する予定となっています。しかし、平成１３年度に改築した小友保育所を除く、長部、矢作での施設の老朽化が進んでいます。

一方、法人立では、米崎保育園が平成２３年度より新施設での保育を開始し、被災した保育園では、前述のとおり竹駒保育園が平成２４年度より新施設での保育を開始し、広田保育園も平成２７年度より新施設での保育を開始する予定です。残る、横田、下矢作については施設の老朽化が進んでいます。

⑵　小学校・中学校

平成２６年９月１日現在、小学校を８校、中学校を４校設置しています。

児童・生徒数は平成２６年５月１日現在１，４３８名と、平成２２年と比べて４３０人以上減少となっています。

小学校・中学校の児童・生徒数の推移（各年５月１日現在）（単位：人）

区分	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
小学校	１，２０２	１，０３１	１，００２	９１５	８７５
中学校	６７５	５９５	５９１	５４８	５６３
合計	１，８７７	１，６２６	１，５９３	１，４６３	１，４３８

資料：学校教育課

⑶　放課後児童クラブ

平成２６年９月末日現在、市内には６つの児童クラブがあり、そのすべてが父母の会による運営です。

また　実施場所については、５カ所が小学校の空き教室、１か所が民間施設の借上げとなっています。

放課後児童クラブ（平成２６年４月現在）

名称	対象学区	実施場所	在籍児童数
やどかり学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	４３
リトル学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	４２
りんご学童クラブ	米崎小学校	米崎小学校内	３０
広田わかめっこクラブ	広田小学校	広田小学校内	２３
たけのKo学童クラブ	横田小学校	民間商業用施設	３０
松ぼっくり学童クラブ	気仙小学校	気仙小学校内	１５

⑷　地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については市内３カ所で行っており、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っています。子育て相談員が子育てに関する不安や悩みについての相談に応じます。また、子育て支援に関する講習等を実施しています。

名称	実施場所	対象	開所時間
地域子育て支援センター あゆっこ	竹駒町字滝の里131-3	就学前の子どもと その家族	月曜から金曜 9：30～14：30
地域子育て支援センター にこにこ	広田町字天王前52 （広田保育園内）		毎週火曜・木曜と 第２・第４土曜日 9：00～11：30
おやこの広場 きらりんきっず	高田町字大隅93-1 高田大隅つどいの丘商店街6号		月・土（不定期） 日（月１回予定） 火～金　10：00～15：00

3　子どもと子育てのようす（ニーズ調査結果）

調査の概要

1　調査の目的	陸前高田市では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、５年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に給付・事業を実施することとしています（平成 27 年度から実施予定）。 本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するため、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的に実施しました。
2　調査の対象	就学前のお子さん（平成 19 年4月2日～平成 25 年9月 30 日生まれのお子さん）がいる世帯
3　調査の方法	郵送による配布・回収
4　調査の実施時期	平成 25 年 12 月～平成 26 年1月
5　配布・回収の結果	配布数：707 件 回収数：645 件 回収率：65.8%

●主な調査結果

（１）就労状況

◇母親の現在の就労状況

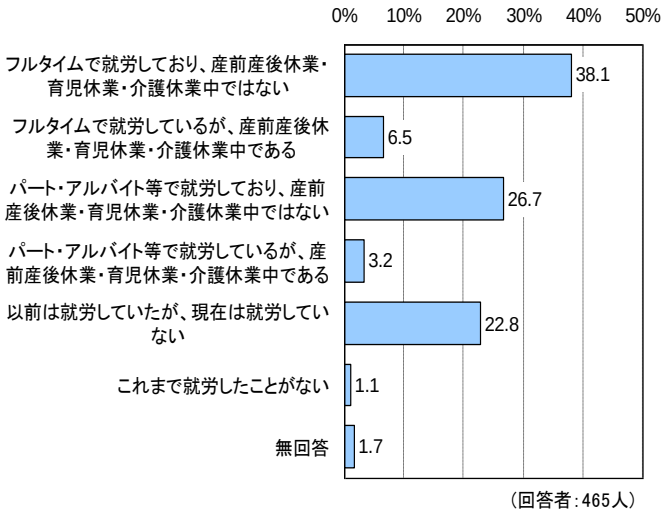

◇就労している母親の帰宅時間

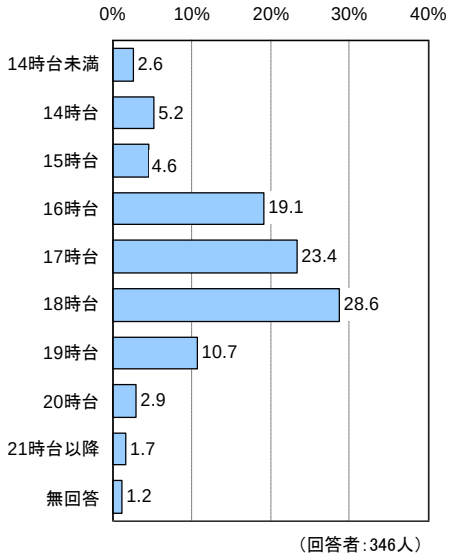

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産前産後休業・育児休業・介護休業中ではない」が 38.1％と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産前産後休業・育児休業・介護休業中ではない」が 26.7％、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 22.8％となっている。

帰宅時間では「18 時台」が 28.6％と、最も多くなっている。

（２）地域子育て支援拠点事業について

◇地域子育て支援事業の利用状況

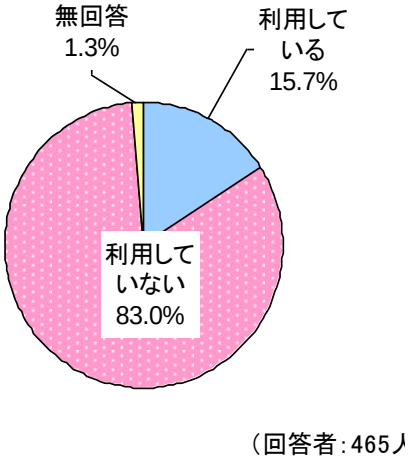

◇地域子育て支援事業の利用意向

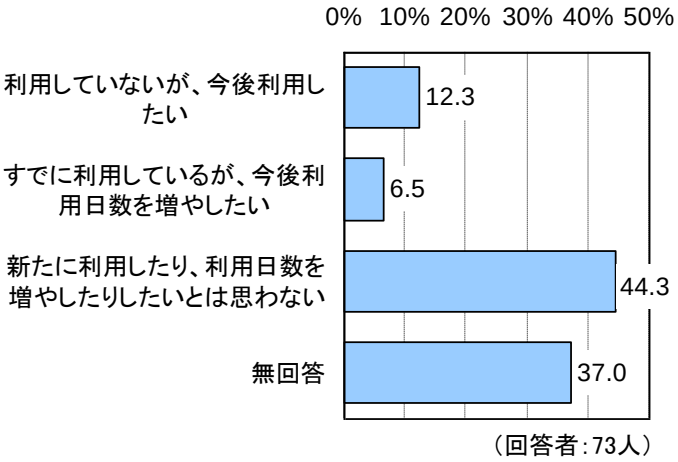

（３）平日の教育・保育事業の利用状況

◇利用している教育・保育事業

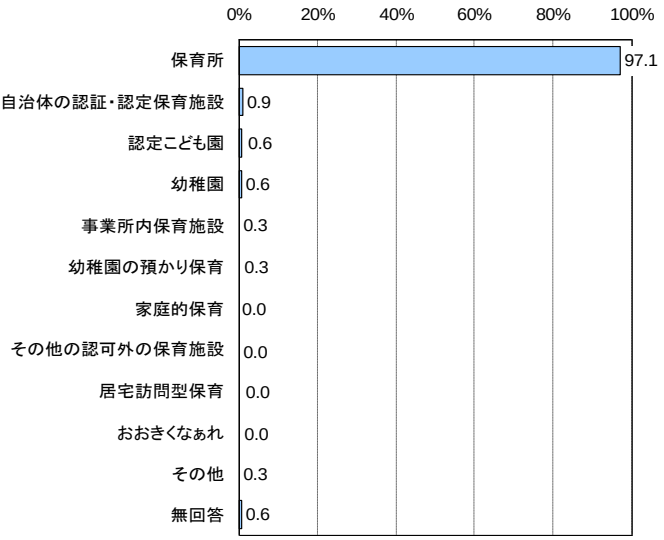

（回答者：343人）

◇今後利用を希望する教育・保育事業

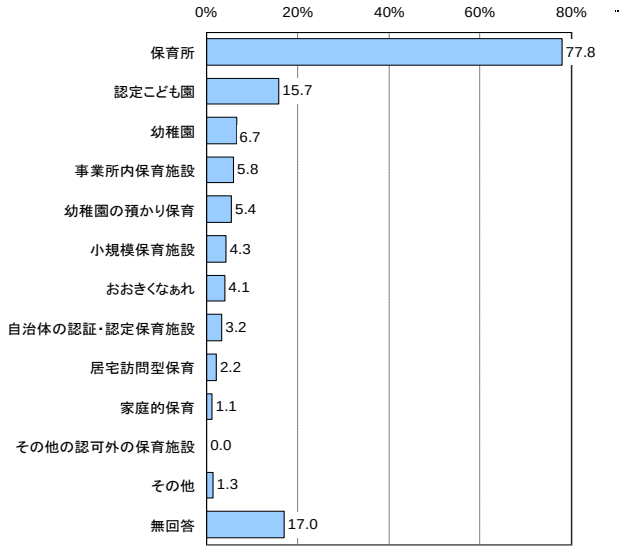

（回答者：465人）

【現在の利用状況】

・利用終了時間

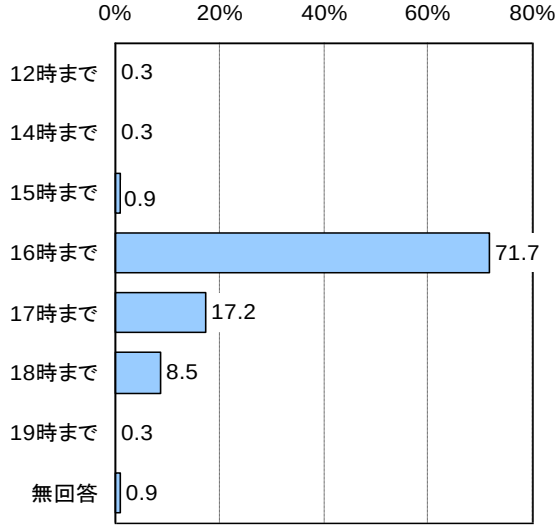

（回答者：343人）

【今後の利用希望】

・利用終了時間

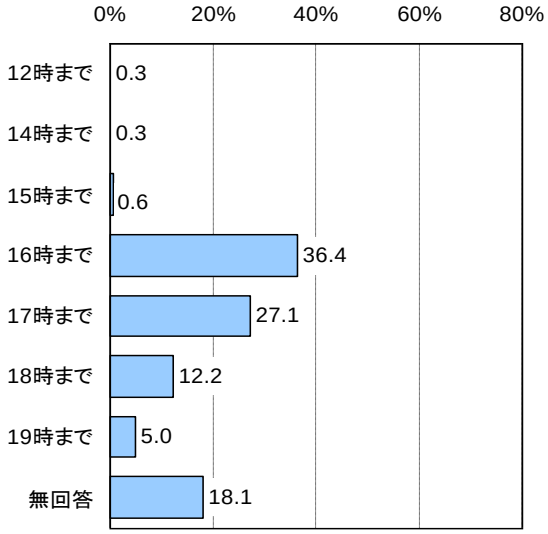

（回答者：343人）

年間を通じて利用している教育・保育事業は、97.1％が「保育所」と回答している。

また、今後利用したい教育・保育事業は、「保育所」が 77.8％と最も多く、次いで「認定こども園」が 15.7％、「幼稚園」が 6.7％、「事業所内保育施設」が 5.8％となっている。

また、現在利用している教育・保育事業の利用終了時間では「16 時まで」が 71.7％、今後希望する利用終了時間では「16 時まで」が 36.4％と、それぞれ最も多くなっている。

（４）病気の際の対応について

◇子どもが病気やケガで普段利用している事業を利用できなかったことの有無

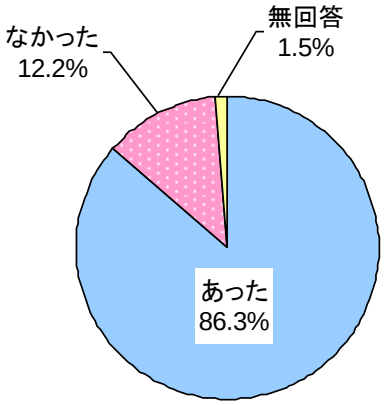

（回答者：343人）

◇事業を利用できなかった場合の対応

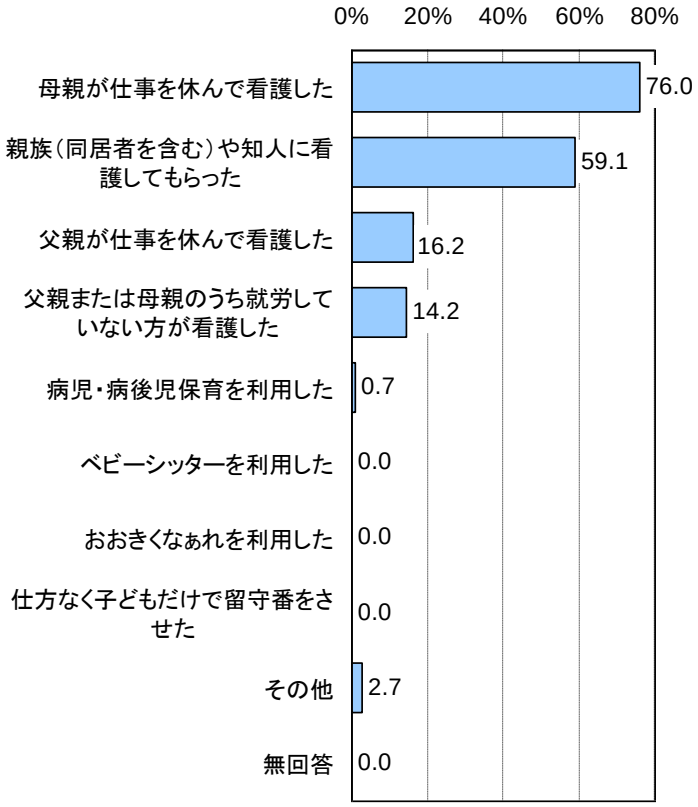

（回答者：296人）

◇病児・病後児保育の利用意向

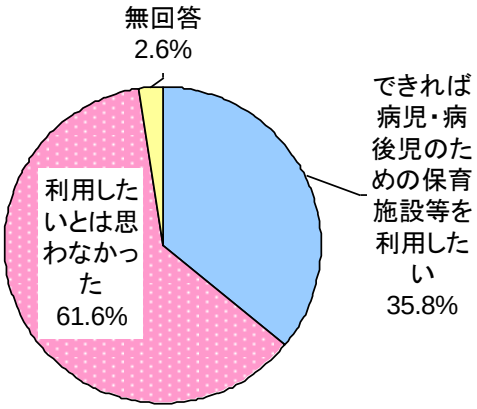

（回答者：229人）

この１年間に、子どもが病気やケガで普段利用している事業を利用できなかったことの有無を尋ねると、86.3%が「あった」と回答している。

また、事業を利用できなかった場合の対応は、「母親が仕事を休んで看護した」が 76.0%と最も多く、次いで「親族（同居者を含みます）や知人に看護してもらった」が 59.1%、「父親が仕事を休んで看護した」が 16.2%、「父親または母親のうち就労していない方が看護した」が 14.2%となっている。

病児・病後児保育施設等の利用希望を尋ねると、35.8%が「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答している。

（５）土曜日の教育・保育事業について

◇土曜日の教育・保育事業の利用希望

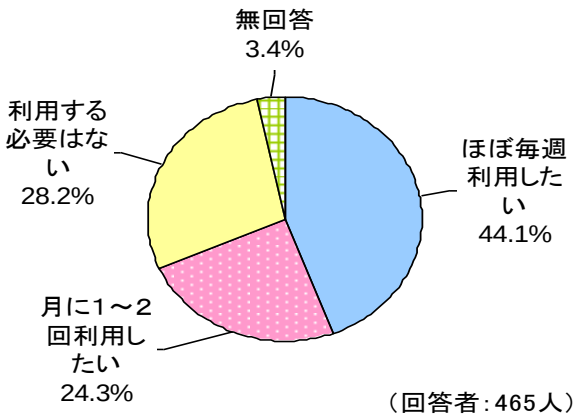

◇土曜日の教育・保育事業の希望の利用終了時間

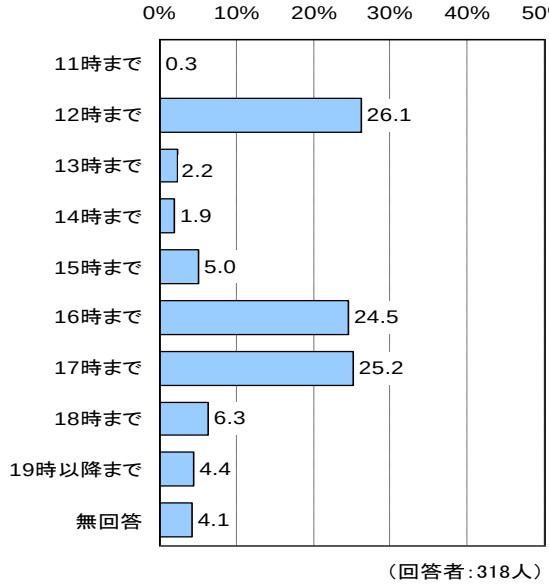

土曜日の教育・保育事業の利用希望は、「ほぼ毎週利用したい」が 44.1%、「月に１～２回利用したい」が 24.3%となっており、合わせると 68.4%に利用希望がある。

希望の利用終了時間では「12 時まで」が 26.1%と僅差ながら最も多くなっている。一方、次いで「17 時まで」が 25.2%、「16 時まで」が 24.5%となっており、二極化が見受けられる。

（６）日曜日の教育・保育事業について

◇日曜日の教育・保育事業の利用希望

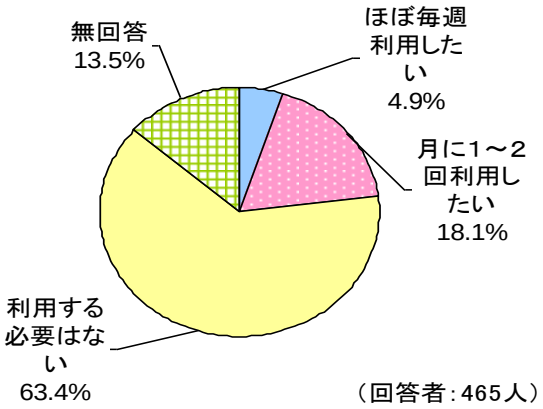

◇日曜日の教育・保育事業の希望の利用終了時間

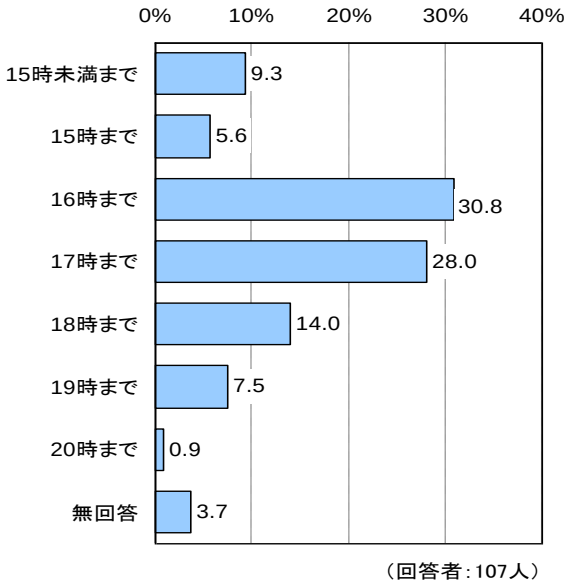

日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望は、63.4%が「利用する必要はない」と回答している。

（７）一時的な預かり事業の利用希望

◇一時的な預かり事業の利用希望

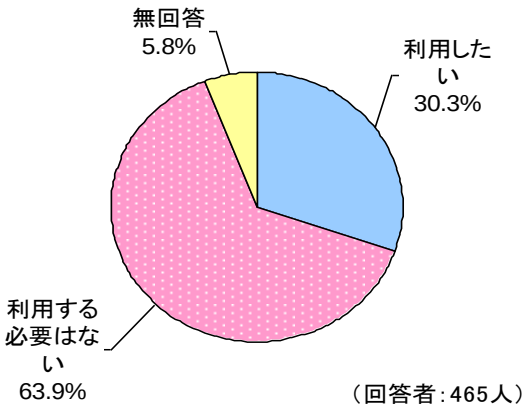

（回答者：465人）

◇事業利用の目的

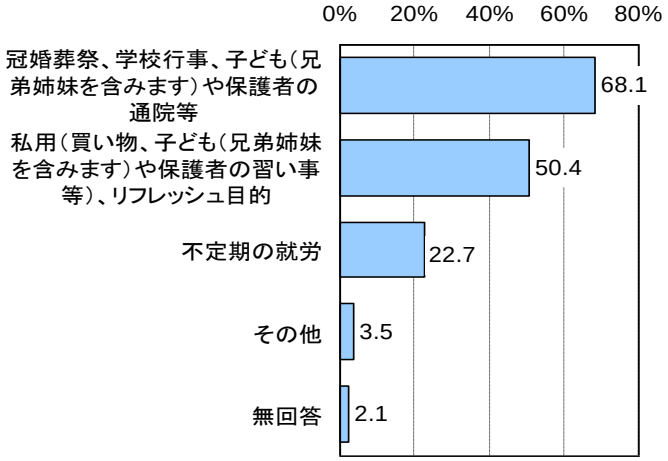

（回答者：141人）

私用、保護者の通院、不定期の就労等により、一時的な預かり事業の利用希望は、30.3%が「利用したい」と回答している。

また、その目的を尋ねると、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含みます）や保護者の通院等」が 68.1%と最も多く、次いで「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含みます）や保護者の習い事等）、リフレッシュ目的」が 50.4%、「不定期の就労」が 22.7%となっている。

（８）保護者の用事により子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらったことの有無

◇保護者の用事により子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらったことの有無

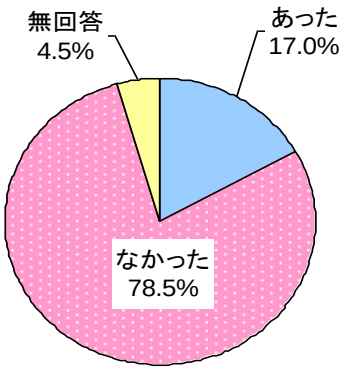

（回答者：465人）

◇行った対応

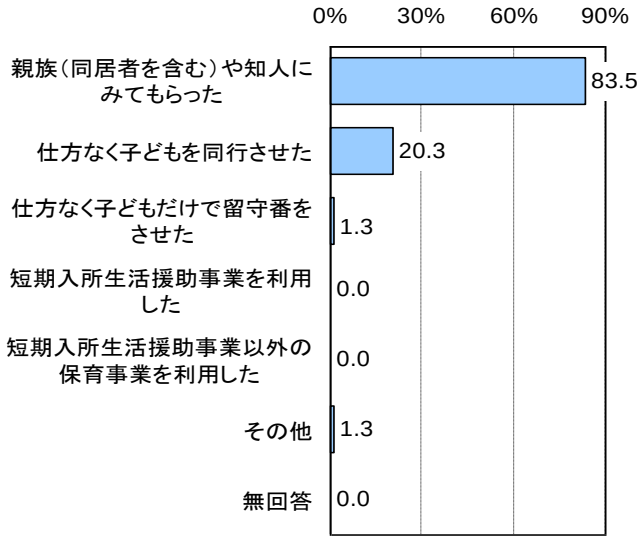

（回答者：79人）

この１年間に、保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことの有無を尋ねると、17.0%が「あった」と回答している。

また、その際に行った対応は、「親族（同居者を含みます）や知人にみてもらった」が 83.5%と最も多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が 20.3%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が 1.3%となっている。

（９）小学校の放課後に過ごさせたい場所

◇低学年（１～３年生）

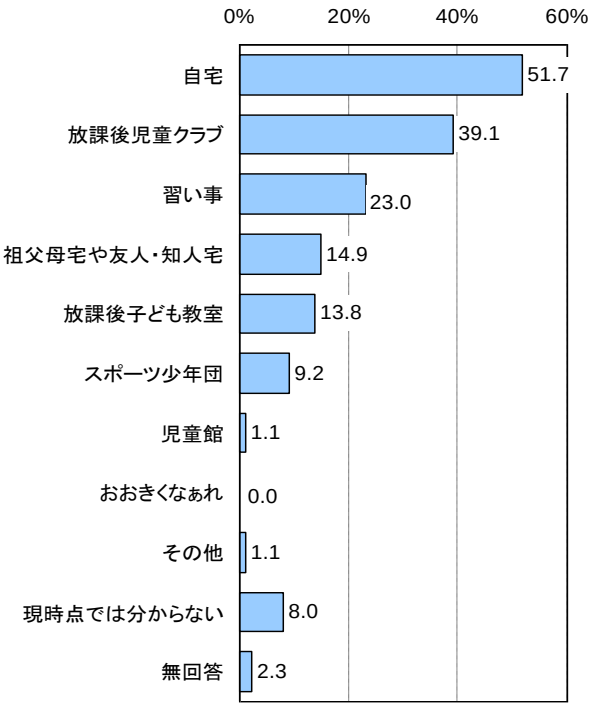

（回答者：87人）

◇高学年（４～６年生）

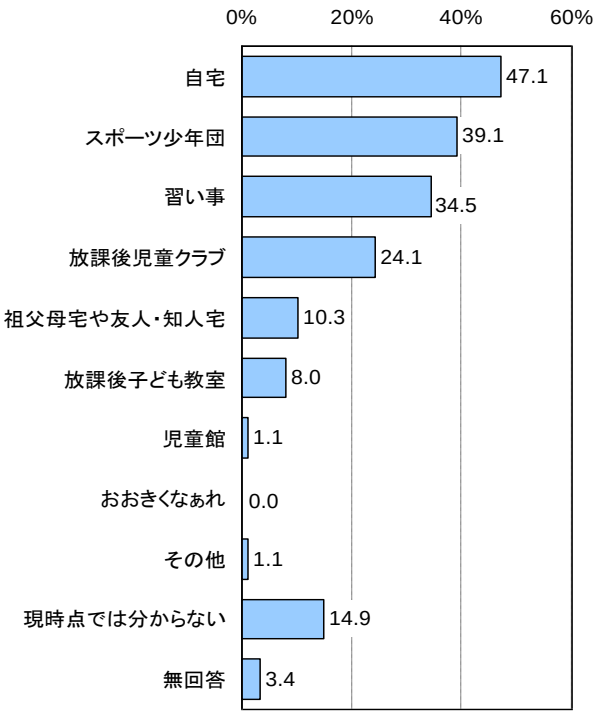

（回答者：87人）

小学校低学年（１～３年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせたい場所を尋ねると、「自宅」が 51.7％と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が 39.1％、「習い事」が 23.0％となっている。

また、小学校高学年（４～６年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせたい場所を尋ねると、「自宅」が 47.1％と最も多く、次いで「スポーツ少年団」が 39.1％、「習い事」が 34.5％となっている。

（10）子育てに関する不安感や負担感

◇子育てに関する不安感や負担感

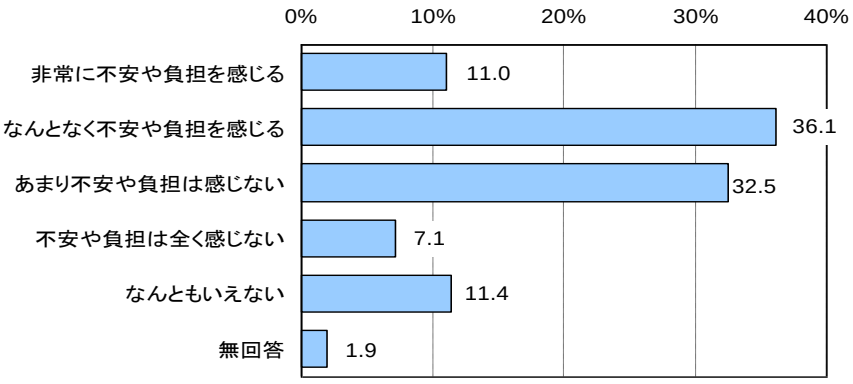

（回答者：465人）

子育てに関する不安感や負担感は、「なんとなく不安や負担を感じる」が 36.1％、「非常に不安や負担を感じる」が 11.0％となっており、合わせると 47.1％が子育てに関して不安感や負担感を感じていると回答している。

（11）子育てに関して日頃悩んでいること等

◇子育てに関して日頃悩んでいること等

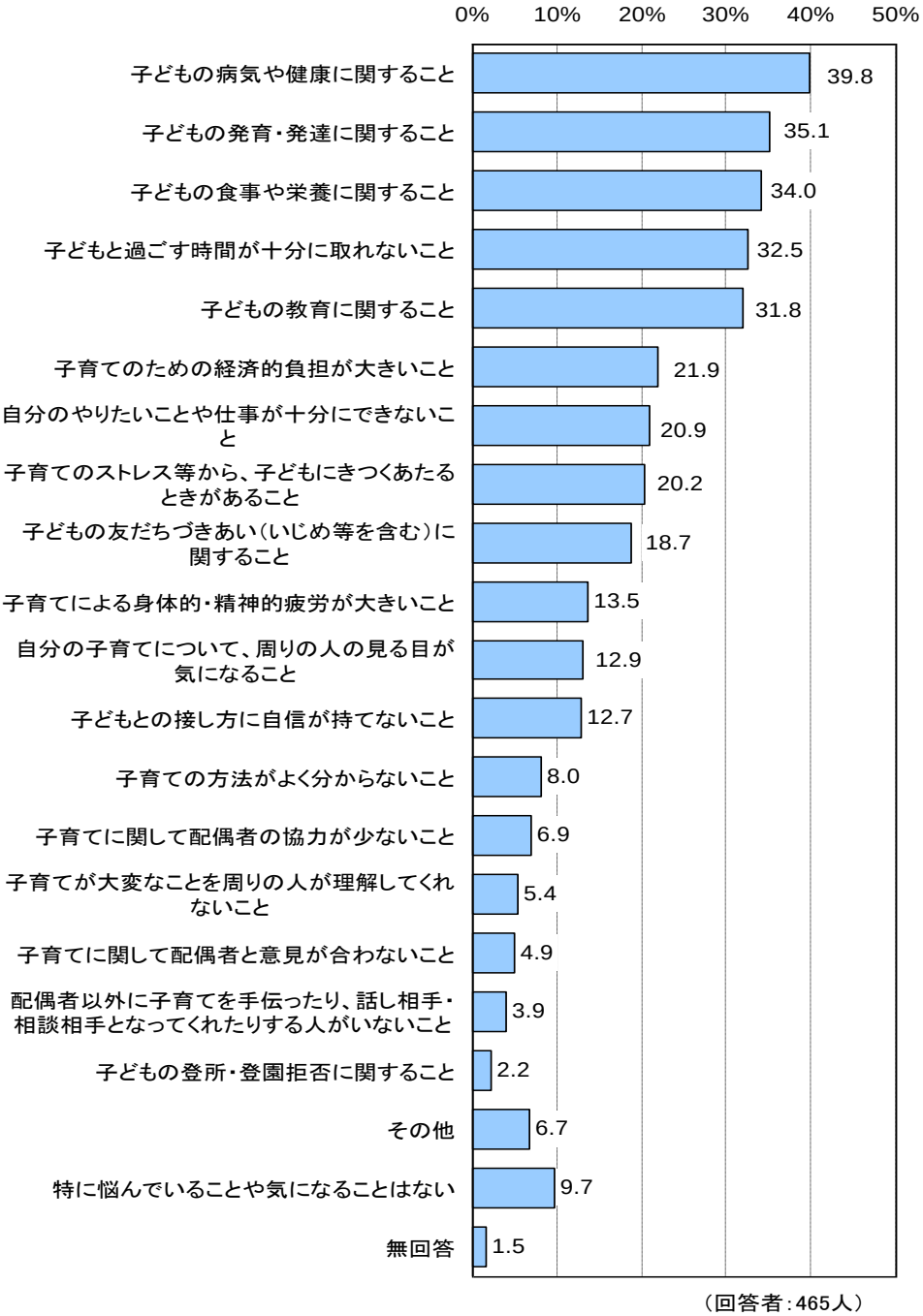

子育てに関して日頃悩んでいることや気になることは、「子どもの病気や健康に関すること」が39.8％で最も多く、次いで「子どもの発育・発達に関すること」が35.1％、「子どもの食事や栄養に関すること」が34.0％となっている。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

⑴　子どもの権利の尊重

震災によって親や家族を亡くしたり、仮設住宅の建設で学校の校庭が使えなかったりと、本来子どもが持つ当たり前の権利が失われてしまったため、震災によって親を亡くした子どもを養育する家庭への支援を充実したり、心のケアや遊び場の確保をしたり、子どもの権利を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

⑵　子育て家庭への支援

保護者が子育てに対しての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安を和らげながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていきます。

⑶　地域全体で子育て支援

新たな街づくりによる地域のつながりの創生や再生の中で、地域社会においてすべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子ども・子育て支援に対する重要性に対する関心や理解を深めること、また、仕事と子育ての両立ができるような環境整備をしていくことで、地域全体で子育てを支援していくことを目指します。

２　基本方針

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の８の基本方針を設定し、それらを柱として総合的に施策を推進します。

⑴　幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進行に加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることのできる認定子ども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育や家庭的保育など、さまざまな保育事業も拡充し、質を確保したうえで、子どもの受け皿の整備を図ります。

⑵　発達支援・療育支援体制の充実

児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず県や関係機関との連携の強化等を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感がみられ、子育てに関する情報や支援が必要であり、障がいのある子どもについては、障がいの有無に関わらず、共に成長できるような配慮が必要です。

これら特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

⑶　子育てにやさしいまちの環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

⑷　安心して子どもを生み育てられる環境の整備

妊娠期から出産、乳児期、幼児期にわたり一貫した支援に向け、保健・福祉・医療・教育機関との連携を図りつつ、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことで、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減、障がい等の早期発見・早期療育に努めます。

⑸　相談支援体制の充実

子育て支援センターをはじめ、身近な場所で子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる環境の整備を図ります。

⑹　経済的な支援の充実

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療等多分野にわたっており、子育てに関する経済支援は、ニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭など、より経済支援を必要としています。

このような状況を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。

⑺　多様な保育サービスの提供

多様化する就労形態や低年齢層からの保育ニーズに対応した多様な保育サービスを提供できるよう、教育・保育施設等の整備を推進します。

⑻　仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

施策体系

基本理念	基本方針
１子どもの権利の尊重	①幼児期の教育・保育の充実
	②発達支援・療育支援体制の充実
２子育て家庭への支援	③子育てにやさしいまちの環境の整備
	④安心して子どもを生み育てられる環境をつくる
	⑤相談支援体制の充実
	⑥経済的支援の充実
３地域全体で子育て支援	⑦多様な保育サービスの提供
	⑧仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進

１　子どもの権利の尊重

⑴　幼児期の教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針
認定子ども園	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定子ども園」の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。
保育園	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画の基づき、適正な入所定員の確保に努めます。

⑵　発達支援・療育支援体制の充実

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな教育的支援の充実を図ります。

また、地域及び関係者における障がいに対する理解を深めつつ、障がいの早期発見に努めるとともに、専門機関等との連携のもと、一人ひとりの将来を見据えた一貫した支援の充実に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針
発達障がいに対する学習機会の拡充	学習障がいや注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の発達障がいについて、関係機関職員や保護者の理解を深めるための学習機会の充実を図ります。
障がい等に関する研修実施及び参加促進	保育士や放課後児童クラブの指導員等を対象に、障がいに対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。
障がい児保育事業	障がいのある子どももない子どもも、同じ地域社会の中でともに育ち学んでいけるよう、障がい児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の拡充を図ります。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進していきます。
日中一時支援事業	知的障がい者や障がい児の見守りなどの一時的な預かりや社会適応のための日常訓練を行える施設等の確保を図ります。
特別支援教育支援員の配置	小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行えるようにしていきます。
児童発達支援事業	障がい児及び発達障がい等（１８歳未満）ならびにその保護者やその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与等の訓練、支援相談等を行い、児童発達支援事業所への援助・助言等を行います。

２　子育て家庭への支援

⑴　子育てにやさしいまちの環境の整備

公共施設等のバリアフリー化等を促進し環境整備に努めます。
また、親子が自由に遊べる安全な遊び場の確保をするため、公園等の整備を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針
子どもの遊び場の確保	地域の安全な遊び場を確保するため、公園等を設置していきます。
放課後子ども教室運営事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。
歩道の整備促進	安全安心な歩行空間として、主要な道路や通学路などの歩道の新設やバリアフリー化の整備を図ります。

⑵　安心して子どもを生み育てられる環境の整備

妊娠時から出産、乳児期、幼児期にわたり一貫した支援に向け、保健・福祉・医療・教育機関との連携強化を図りつつ、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことで、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減に努めます。
また、母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭が安心して子育てすることができるよう、経済的自立及び生活支援の充実を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
妊婦健康診査事業	公費負担制度を利用して、妊婦健康診査を受けやすい環境を整えることで、妊婦の健康管理の向上に努めます。
妊産婦支援事業	日常生活に困っている妊産婦に対して、家事等の支援を図ります。
乳幼児健診	乳幼児を対象に集団健診、内科診察、身体測定、歯科健診等を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。広報誌やホームページの掲載、個別通知等で受診勧奨のために周知・啓発を図ります。
予防接種	予防接種法で定められた各予防接種の啓発や実施を行うことにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。
高等技能訓練促進費等事業	ひとり親家庭の母又は父が資格取得（看護師や介護福祉士等）のために２年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等技能訓練促進費を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減します。
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座（指定講座）を受講した場合、受講料の２割相当額（4,001円以上１０万円以内）を給付します。
ひとり親家庭医療費助成事業	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図ります。

児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。

⑶　相談支援体制の充実

地域子育て支援拠点事業をはじめ、身近な場所で子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実を図ります。

また、子どもの発達・成長段階に応じて、一人ひとりの状況にあった適切な支援につなげられるよう、関係機関との一層の連携強化を図っていきます。

事業名	事業の概要及び今後の方針
地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊び場を提供し、また、子育てに関する悩みの相談への対応を図ります。
子ども子育て総合相談支援事業	子育て支援センター相談員を設置し、子育ての不安や悩みに関する相談を継続的に行い、子育てを支援する体制づくりを確立していきます。
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施していきます。

⑷　経済的支援の充実

子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができるよう、各種助成制度の周知を行うとともに、医療費助成等の拡充に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針
医療費給付事業	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成します。
児童手当支給事業	中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に、児童手当を支給します。
実費徴収に係る補則給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。
子育て世帯応援券発行事業	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、商工会等により商品券を発行します。

３　地域全体で子育て支援

⑴　多様な保育サービスの提供

多様化する就労形態や低年齢からの保育ニーズに対応した多様で柔軟な保育サービスを提供できるよう、教育・保育施設等の整備を促進するとともに、ファミリーサポートセンターなど地域ぐるみによる子育て支援体制の充実を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針
家庭的保育事業	家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースにおいて、家庭的な雰囲気のもと少人数（５人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として３歳未満）を対象に保育を実施します。
小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（原則として３歳未満）を対象に、定員６人以上２０人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気で、保育を実施する事業です。
居宅訪問型保育事業	保育を必要とし、障害や疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児などを対象に、その乳児・幼児（原則として３歳未満）の居宅において１対１を基本とする保育を実施する事業です。
事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、その従業員の子どもや地域の子どもであって、満３歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。
一時預かり事業	保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所などで保育を行います。
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図ります。
病児・病後児保育事業	保育所や幼稚園等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時的に預かることで保護者の子育てと就労を支援します。
子育て短期支援事業	保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の養育・保護を行います。今後も周知に努め、利用を促進します。
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。
ファミリーサポートセンター	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を促進するために、育児の援助を行いたい者と、これらの援助を受けたい者が会員として組織をつくり、相互援助を行います。

⑵　仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進

出産を希望し、妊娠・子育て中の従業員が働きやすい就労環境の整備を促進していくため、事業者等に対し仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、妊娠・出産・子育てに対する職場の理解に向けた啓発に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針
各種制度の周知	雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により次世代育成支援推進法及び関係法令の周知を図ります。
職場における子育て等に対する理解促進	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。

第５章　教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の充実

１　市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第６１条第１項の規定により、市町村は「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めることとされています。

また、同条第２項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

⑴　幼稚園や保育所などに関する需給計画

区域ごとに、計画期間の５か年それぞれの教育・保育施設の利用見込み数と地域型保育事業の利用見込み数に対し、その見込み数に見合う施設を確保していくための計画を定める必要があります。

⑵　地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

⑴と同様に、区域内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。

地域子ども・子育て支援事業とは以下の１３事業をいいます。

①利用者支援事業	⑧ファミリーサポートセンター事業
②延長保育事業	⑨乳幼児全戸訪問事業
③放課後児童健全育成事業	⑩養育支援事業
④子育て短期支援事業	⑪妊婦健康診査事業
⑤地域子育て支援拠点事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥一時預かり事業	⑬多様な主体の参入促進事業
⑦病児・病後児保育事業	

２　教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

⑴　教育・保育に係る区域

【１号認定＝教育利用】

利用希望等から、区域を限定せず、市内全域を１区域とします。

【２号及び３号認定＝保育利用】

地理的条件や社会的条件を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できるように、小学校区の８区域とします。

⑵　地域子ども・子育て支援事業に係る区域

基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、市内全域を１区域とします。

３　教育・保育の確保方策の概要

確保方策		区域	平成26年度（定員）	平成29年度（定員）	平成31年度（定員）	増減
1	教育・保育施設（保育所、認定子ども園）	市全域	６１５	６１５	６１５	0
		矢作	５０	５０	５０	0
		横田	４０	４０	４０	0
		竹駒	４５	４５	４５	0
		気仙	９０	９０	９０	0
		高田	１５０	１５０	１５０	0
		米崎	９０	９０	９０	0
		小友	６０	６０	６０	0
		広田	９０	９０	９０	0
2	地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）	市全域	0	0	0	0
		矢作	0	0	0	0
		横田	0	0	0	0
		竹駒	0	0	0	0
		気仙	0	0	0	0
		高田	0	0	0	0
		米崎	0	0	0	0
		小友	0	0	0	0
		広田	0	0	0	0
合計		市全域	６１５	６１５	６１５	0
整備率（０－５歳人口/定員）			９５．３％	１５２．６％		

■　表の見方

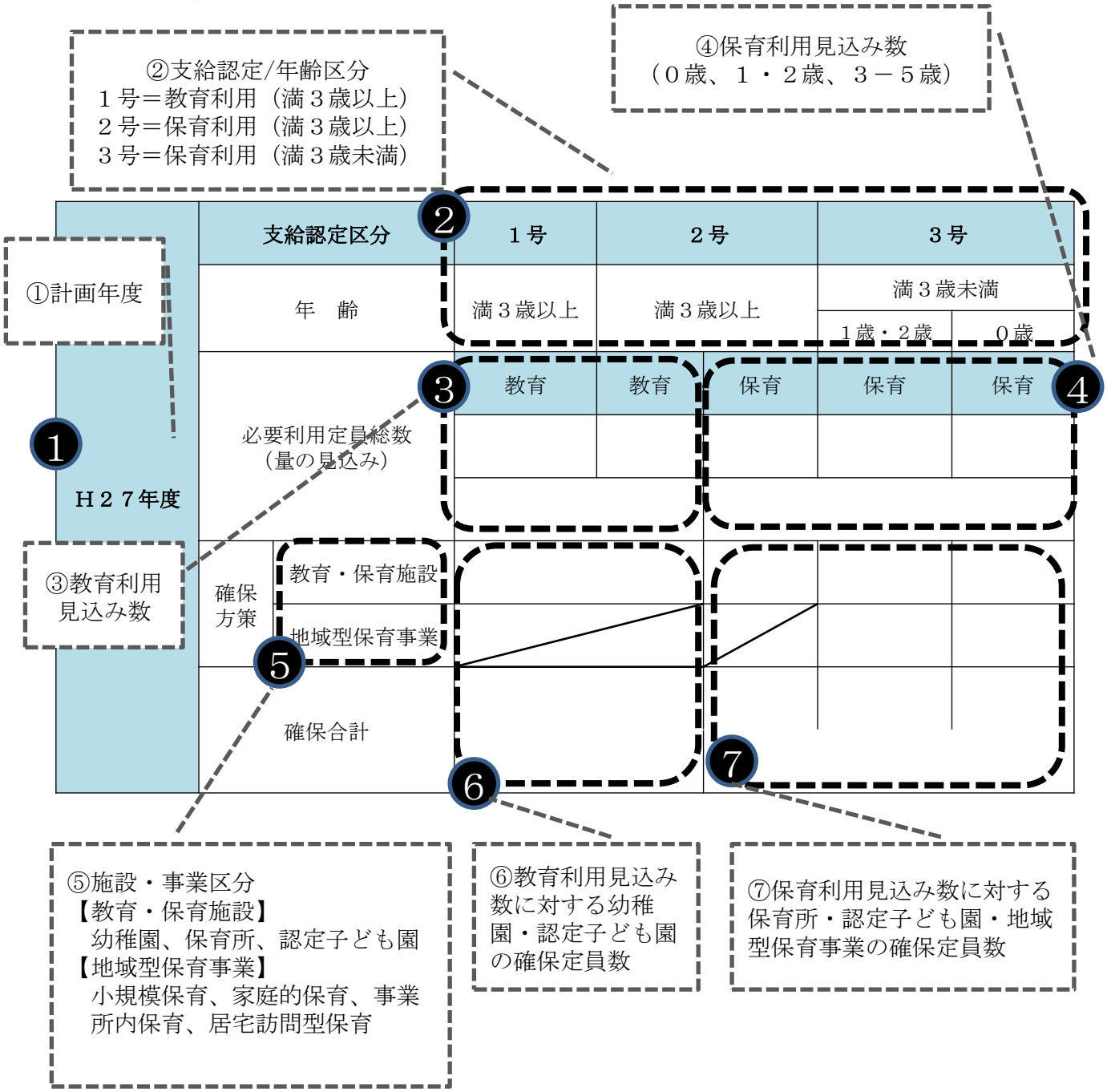

※２号の利用見込み数が「教育」と「保育」に分かれているのは、保育の必要性がある「保育（２号）認定」を受けられる共働き家庭のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者について、幼稚園において定員数を確保するため。

４　教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）

総括表（市全域）

Ｈ２７年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			７	０	２６２	１４０	４８
			７		４５０		
	確保方策	教育・保育施設	０		４２７	１４７	４１
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		４２７	１４７	４１
					６１５		

Ｈ２８年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			６	０	２３３	１１５	４３
			６		３９１		
	確保方策	教育・保育施設	４０		３８７	１４７	４１
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		４０		３８７	１４７	４１
					５７５		

Ｈ２９年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			５	０	２０５	１０３	３９
			５		３４７		
	確保方策	教育・保育施設	４０		３８７	１４７	４１
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		４０		３８７	１４７	４１
					５７５		

	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
Ｈ３０年度	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			５	０	１８７	９１	３５
			５		３１３		
	確保方策	教育・保育施設	４０		３８７	１４７	４１
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		４０		３８７	１４７	４１
					５７５		

	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
Ｈ３１年度	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			４	０	１５６	８２	３１
			４		２６９		
	確保方策	教育・保育施設	４０		３８７	１４７	４１
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		４０		３８７	１４７	４１
					５７５		

※必要利用定員総数は、各年度４月１日現在
※確保合計は、各年度中に整備等が終了し、翌年４月１日から事業実施しているものを含む

■０－２歳の保育利用率

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
市全体	７８．３％	７７．８％	７８．４％	７７．７％	７７．９％
矢作	３５．７％	３５．２％	３５．２％	３５．０％	３６．３％
横田	７２．０％	７２．０％	７０．８％	７３．０％	７２．４％
竹駒	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％
気仙	８７．５％	８４．６％	８７．５％	８８．２％	８８．２％
高田	７７．４％	７７．４％	７５．９％	７４．５％	７６．３％
米崎	８４．２％	８５．０％	８４．２％	８４．２％	８４．２％
小友	７９．０％	７９．５％	８０．４％	８１．２％	８０．３％
広田	６４．０％	６４．９％	７６．４％	６３．３％	６５．５％

※保育利用率は、各年度４月１日現在における定員を推計人口で除して算出

（１）教育利用に係る量の見込みと確保方策

市全域

平成２７年度	支給認定区分		１号	２号
	年齢		満３歳以上	満３歳以上
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育
			7	0
			7	
	確保方策	教育・保育施設	0	
	確保合計		0	

平成２８年度	支給認定区分		１号	２号
	年齢		満３歳以上	満３歳以上
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育
			6	0
			6	
	確保方策	教育・保育施設	４０	
	確保合計		４０	

平成２９年度	支給認定区分		１号	２号
	年齢		満３歳以上	満３歳以上
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	４０	
	確保合計		４０	

<table>
<tr><td rowspan="6">平成３０年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td>２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">年齢</td><td>満３歳以上</td><td>満３歳以上</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td></tr>
<tr><td>5</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">5</td></tr>
<tr><td>確保方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">４０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">４０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">平成３１年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td>２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">年齢</td><td>満３歳以上</td><td>満３歳以上</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td></tr>
<tr><td>4</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">４０</td></tr>
<tr><td>確保方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">４０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">４０</td></tr>
</table>

（２）保育利用に係る量の見込みと確保方策（地区別）

矢作

Ｈ２７年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	１７	５	０
			０		２２		
	確保方策	教育・保育施設	０		３７	９	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		３７	９	４
					５０		

Ｈ２８年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	１３	６	０
			０		１９		
	確保方策	教育・保育施設	０		３７	９	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		３７	９	４
					５０		

Ｈ２９年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	１８	６	０
			０		２４		
	確保方策	教育・保育施設			３７	９	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		３７	９	４
					５０		

Ｈ３０年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	２０	７	０
			０		２７		
	確保方策	教育・保育施設	０		３７	９	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		３７	９	４
					５０		

Ｈ３１年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	２５	８	０
			０		３３		
	確保方策	教育・保育施設	０		３７	９	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		３７	９	４
					５０		

横田

Ｈ２７年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			１	０	２５	１４	４
			１		４３		
	確保方策	教育・保育施設	０		２８	１０	２
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		２８	１０	２
					４０		

Ｈ２８年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			１	０	１９	１４	４
			１		３７		
	確保方策	教育・保育施設	０		２８	１０	２
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		２８	１０	２
					４０		

Ｈ２９年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			１	０	２１	１３	４
			１		３８		
	確保方策	教育・保育施設	０		２８	１０	２
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		２８	１０	２
					４０		

	支給認定区分		１号	２号		３号	
Ｈ３０年度	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			１	０	２０	１４	５
			１		３９		
	確保方策	教育・保育施設	０		２８	１０	２
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		２８	１０	２
					４０		

	支給認定区分		１号	２号		３号	
Ｈ３１年度	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			１	０	２０	１６	５
			１		４１		
	確保方策	教育・保育施設	０		２８	１０	２
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		２８	１０	２
					４０		

竹駒

Ｈ２７年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	２６	２３	１１
			０		６０		
	確保方策	教育・保育施設	０		３２	１０	３
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		３２	１０	３
					４５		

Ｈ２８年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	２５	２５	１４
			０		６４		
	確保方策	教育・保育施設	０		３２	１０	３
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		３２	１０	３
					４５		

Ｈ２９年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	２７	３１	１７
			０		７５		
	確保方策	教育・保育施設	０		３２	１０	３
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		３２	１０	３
					４５		

<table>
<tr><td rowspan="9">Ｈ３０年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td><td>３３</td><td>４０</td><td>２４</td></tr>
<tr><td colspan="2">０</td><td colspan="3">９７</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">０</td><td>３２</td><td>１０</td><td>３</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">０</td><td>３２</td><td>１０</td><td>３</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">４５</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">Ｈ３１年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td><td>４２</td><td>５４</td><td>３１</td></tr>
<tr><td colspan="2">０</td><td colspan="3">１２７</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">０</td><td>３２</td><td>１０</td><td>３</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">０</td><td>３２</td><td>１０</td><td>３</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">４５</td></tr>
</table>

気仙

Ｈ２７年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	１９	１０	４
			０		３３		
	確保方策	教育・保育施設	０		４０	４０	１０
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		４０	４０	１０
					９０		

Ｈ２８年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	１７	６	５
			０		２８		
	確保方策	教育・保育施設	０		４０	４０	１０
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		４０	４０	１０
					９０		

Ｈ２９年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	１０	９	５
			０		２４		
	確保方策	教育・保育施設	０		４０	４０	１０
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		４０	４０	１０
					９０		

<table>
<tr><td rowspan="10">Ｈ３０年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td><td>１１</td><td>１０</td><td>５</td></tr>
<tr><td colspan="2">０</td><td colspan="3">２６</td></tr>
<tr><td rowspan="3">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">０</td><td>４０</td><td>４０</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">０</td><td>４０</td><td>４０</td><td>１０</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">９０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">Ｈ３１年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td><td>７</td><td>１０</td><td>５</td></tr>
<tr><td colspan="2">０</td><td colspan="3">２２</td></tr>
<tr><td rowspan="3">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">０</td><td>４０</td><td>４０</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">０</td><td>４０</td><td>４０</td><td>１０</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">９０</td></tr>
</table>

高田

Ｈ２７年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			２	０	７６	３９	９
			２		１２４		
	確保方策	教育・保育施設	０		１１５	２５	１０
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		１１５	２５	１０
					１５０		

Ｈ２８年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			１	０	６９	３９	９
			１		１１７		
	確保方策	教育・保育施設	４０		７５	２５	１０
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		４０		７５	２５	１０
					１１０		

Ｈ２９年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			２	０	７５	３２	９
			２		１１６		
	確保方策	教育・保育施設	４０		７５	２５	１０
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		４０		７５	２５	１０
					１１０		

<table>
<tr><td rowspan="9">Ｈ３０年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>２</td><td>０</td><td>７１</td><td>３２</td><td>９</td></tr>
<tr><td colspan="2">２</td><td colspan="3">１１２</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">４０</td><td>７５</td><td>２５</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">４０</td><td colspan="3">７５
１１０</td><td>２５
</td><td>１０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">Ｈ３１年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>２</td><td>０</td><td>７１</td><td>３３</td><td>９</td></tr>
<tr><td colspan="2">２</td><td colspan="3">１１３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">４０</td><td>７５</td><td>２５</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">４０</td><td colspan="3">７５
１１０</td><td>２５
</td><td>１０</td></tr>
</table>

米崎

Ｈ２７年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	５８	３２	１６
			０		１０６		
	確保方策	教育・保育施設	０		６３	２２	５
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		６３	２２	５
					９０		

Ｈ２８年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	４３	３５	１６
			０		９４		
	確保方策	教育・保育施設	０		６３	２２	５
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		６３	２２	５
					９０		

Ｈ２９年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	４９	３２	１６
			０		９７		
	確保方策	教育・保育施設	０		６３	２２	５
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		６３	２２	５
					９０		

<table>
<tr><td rowspan="9">Ｈ３０年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td><td>５７</td><td>３２</td><td>１６</td></tr>
<tr><td colspan="2">０</td><td colspan="3">１０５</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">０</td><td>６３</td><td>２２</td><td>５</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">０</td><td colspan="3">６３　２２　５
９０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">Ｈ３１年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td><td>６１</td><td>３２</td><td>１６</td></tr>
<tr><td colspan="2">０</td><td colspan="3">１０９</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">０</td><td>６３</td><td>２２</td><td>５</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">０</td><td colspan="3">６３　２２　５
９０</td></tr>
</table>

小友

Ｈ２７年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	２７	２５	９
			０		６１		
	確保方策	教育・保育施設	０		４５	１２	３
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		４５	１２	３
					６０		

Ｈ２８年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	３３	２６	０
			０		６８		
	確保方策	教育・保育施設	０		４５	１２	３
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		４５	１２	３
					６０		

Ｈ２９年度	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			０	０	４０	２６	１１
			０		７７		
	確保方策	教育・保育施設	０		４５	１２	３
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		４５	１２	３
					６０		

<table>
<tr><td rowspan="9">Ｈ３０年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td><td>４５</td><td>２８</td><td>１１</td></tr>
<tr><td colspan="2">０</td><td colspan="3">８４</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">０</td><td>４５</td><td>１２</td><td>３</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">０</td><td colspan="3">４５　１２　３
６０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">Ｈ３１年度</td><td colspan="2">支給認定区分</td><td>１号</td><td colspan="2">２号</td><td colspan="2">３号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　齢</td><td rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2" rowspan="2">満３歳以上</td><td colspan="2">満３歳未満</td></tr>
<tr><td>１歳・２歳</td><td>０歳</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">必要利用定員総数
（量の見込み）</td><td>教育</td><td>教育</td><td>保育</td><td>保育</td><td>保育</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td><td>４５</td><td>３０</td><td>１１</td></tr>
<tr><td colspan="2">０</td><td colspan="3">８６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確保
方策</td><td>教育・保育施設</td><td colspan="2">０</td><td>４５</td><td>１２</td><td>３</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td colspan="2"></td><td></td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保合計</td><td colspan="2">０</td><td colspan="3">４５　１２　３
６０</td></tr>
</table>

広田

Ｈ２７年度	支給認定区分		１号	２号		３号
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			３	０	４７	３１	１０
			３		８８		
	確保方策	教育・保育施設	０		６２	２４	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		６２	２４	４
					９０		

Ｈ２８年度	支給認定区分		１号	２号		３号
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			４	０	５８	２７	１０
			４		９５		
	確保方策	教育・保育施設	０		６２	２４	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		６２	２４	４
					９０		

Ｈ２９年度	支給認定区分		１号	２号		３号
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			４	０	５５	３０	９
			４		９４		
	確保方策	教育・保育施設	０		６２	２４	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		６２	２４	４
					９０		

	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
Ｈ３０年度	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			４	０	６３	２９	９
			４		１０１		
	確保方策	教育・保育施設	０		６２	２４	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		６２	２４	４
					９０		

	支給認定区分		１号	２号		３号	
	年　齢		満３歳以上	満３歳以上		満３歳未満	
						１歳・２歳	０歳
Ｈ３１年度	必要利用定員総数（量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			４	０	５５	２９	９
			４		９３		
	確保方策	教育・保育施設	０		６２	２４	４
		地域型保育事業				０	０
	確保合計		０		６２	２４	４
					９０		

5　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

⑴　地域子ども・子育て支援事業の確保方策（整備計画）の概要

事業名		目標単位	平成 ２６年度	平成 ３１年度	増減
1	利用者支援事業	実施個所	0	1	1
2	延長保育事業	実施個所	3	3	0
3	放課後児童健全育成事業 （学童保育事業）	在籍児童数	１８５	１６６	－１９
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	実施個所	2	2	0
5	地域子育て支援拠点事業	実施個所	3	3	0
6	病児・　病後児保育事業	実施個所	0	1	1
7	一時預かり事業（保育所等）	実施個所	9	9	0
	一時預かり事業（幼稚園）	実施個所	0	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業	年間延べ 利用人数	0	1	1

※各年度は、当該年度中に整備等が終了し、翌４月１日から事業実施しているものを含む
※平成２６年度の学童クラブ在籍児童数は、平成２６年４月１日現在

⑵　地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

事業名			実施時期（年度）		平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
1	利用者支援事業		量の見込み	（か所）	利用状況等により検討				
			確保方策	（か所）	利用状況等により検討				
2	時間外保育事業		量の見込み	（人）	７４	６４	５７	５２	４４
				（か所）	９	９	９	９	９
			確保方策	（か所）	３	３	３	３	３
3	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）		量の見込み	（人）	２７５	２４１	２１４	１８５	１６６
			確保方策	（人）	１８５	１８５	１８５	１８５	１８５
4	子育て短期事業	ショートステイ	量の見込み	（述べ人数）	２，６４３	２，２９５	２，０３３	１，８３６	１，５８４
			確保方策	（述べ人数）	２０	２０	２０	２０	２０
				（か所）	２	２	２	２	２
5	地域子育て支援拠点事業		量の見込み	（述べ人数）	７０６	５９７	５３２	４７６	４２６
				（か所）	３	３	３	３	３
			確保方策	（か所）	３	３	３	３	３
6	一時預かり事業	保育所等	量の見込み	（述べ人数）	２，６１２	２，２６８	２，００９	１，８１４	１，８００
			確保方策	（述べ人数）	１，８００	１，８００	１，８００	１，８００	１，８００
				（か所）	９	９	９	９	９
		幼稚園	量の見込み	（述べ人数）	０	０	０	０	０
			確保方策	（述べ人数）					
				（か所）	０	１	１	１	１

<table>
<tr><th colspan="3">事業名</th><th colspan="2">実施時期（年度）</th><th>平成
２７年度</th><th>平成
２８年度</th><th>平成
２９年度</th><th>平成
３０年度</th><th>平成
３１年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">7</td><td colspan="2" rowspan="3">病児・病後児保育事業</td><td>量の見込み</td><td>（延べ人数）</td><td>８１５</td><td>７０８</td><td>６２７</td><td>５６６</td><td>４８８</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確保方策</td><td>（延べ人数）</td><td colspan="5" rowspan="2">事業実施に向けて検討</td></tr>
<tr><td>（か所）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">8</td><td rowspan="3">ファミリーサポートセンター事業</td><td>就学前児童預かり</td><td>量の見込み</td><td>（延べ人数）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>就学児童預かり</td><td>量の見込み</td><td>（延べ人数）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保方策</td><td>（延べ人数）</td><td colspan="5">事業実施に向けて検討</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="2">多様な主体参入促進</td><td>確保方策</td><td>（実施内容）</td><td colspan="5">事業実施に向けて検討</td></tr>
</table>

※量の見込みは、各年度４月１日現在
※確保方策は、各年度中に整備等が終了し、翌年４月１日から事業実施しているものを含む

⑶　確保の考え方

将来の保育ニーズに対しての定員は確保できているため、既存の施設体制を維持するとともに、今後見込まれる可能性がある教育ニーズに対応できるよう認定子ども園の整備等を検討していくこととします。量的な部分だけでなく、保育士等研修等により質の向上も図ります。

また、陸前高田市児童育成計画の中でも事業実施を検討していた、休日保育、夜間保育、特定保育事業については、事業実施に向けた体制作りや、今後の街づくりの中でさらなるニーズの把握を行っていきます。

地域子育て支援事業については、基本的には既存事業を充実させることとしますが、事業実施が必要とされるものも多いことから、実施を検討していきます。

各種保育事業だけでなく、子どもと自由に遊べる公園の整備、子どもが安心して歩くことができる歩道の整備、震災により受けた子どものストレスのケア等、保育だけでなく、震災前は当たり前にあった子どもが自由に遊べ、安心して暮らせるような環境づくりも計画の中での重要事項です。

当市においては今後の街づくりの中で保育ニーズが変化していく可能性が高いことから、今回策定した計画の内容にとらわれず、子どもや子育て家庭が何を必要としているか常に把握し、計画期間の中で、陸前高田市の子どもや子育て家庭にとって「最善の計画」となるよう、子ども・子育て会議によって計画の見直しをし、事業実施に向けて努めていくことが必要と考えます。

第６章　計画の推進

子育てを取り巻く環境は、時流とともに変化していきます。

本計画を時流に合った現実的な計画として推進していくためには、ＰＤＣＡサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討等を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととします。

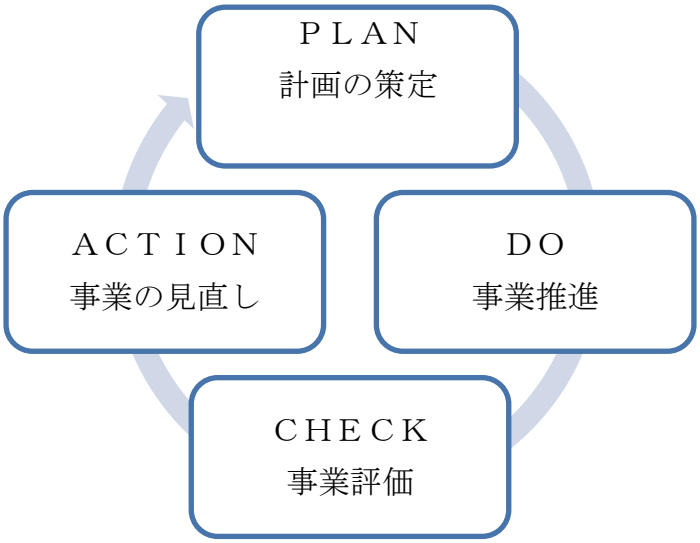

１　推進体制

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに関わる事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の方の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、地域社会全体の取り組みとして、効果的な推進を図ります。

また、計画について、保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「陸前高田市子ども・子育て会議」等において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本計画の効果的な進行管理に努めます。

２　計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。市のホームページ、広報、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。